

「ビジネス・コンダクト・ガイドライン」について

IBMでは、お客様をはじめ、社会のIBMに対する信頼と期待にお応えするため、社員ひとりひとりが遵守すべき行動基準を「ビジネス・コンダクト・ガイドライン」という形でまとめています。社員が遵守すべきものであるため、これまでWebには掲載していませんでしたが、社会でも企業倫理が大きな関心事となっており、お客様やマスコミの方々から、当「ビジネス・コンダクト・ガイドライン」について、多くのお問い合わせをいただいております。

このようなご要望にお応えするため、「ビジネス・コンダクト・ガイドライン」をWebに掲載することにいたしました。ご参考になれば幸いです。

なお、内容および用語など、社員向けのを原文直訳のまま掲載しておりますので、あらかじめご了承ください。

目次

1. 序言

1.1 パルミサーノ会長からのメッセージ

2. はじめに

3. あなたとIBMでのあなたの仕事

3.1 コミュニケーション・チャネル

3.2 一人ひとりの行動

3.3 職場環境

3.4 社員のプライバシー

3.5 IBM資産の保護

3.5.1 有形資産

3.5.2 IBM社内情報システム

3.5.3 IBM専有情報

3.5.3.1 不注意による情報漏洩

3.5.3.2 直接に情報を求められた場合と報道関係者、アナリスト、弁護士等の代理人等との接触

3.5.3.3 専有情報の利用

3.5.4 IBMの知的財産

3.5.4.1 外部標準団体への参加

3.5.4.2 オープン・ソース・ソフトウェア

3.5.5 IBMを退職する場合

3.5.6 法律上の救済手段

3.6 情報の記録と報告

3.7 IBMとしてのコミットメントの権限

- 4. IBM のビジネスを行うにあたって
 - 4.1 誤解されるような言動を避けること
 - 4.2 購買取引先との関係
 - 4.2.1 互惠取引を避けること
 - 4.3 市場における競争
 - 4.3.1 競争会社について虚偽または誤解を招く表現を避けること
 - 4.3.2 競争会社の受注と競合する販売活動
 - 4.4 他の企業との取引関係
 - 4.4.1 補完的第三者
 - 4.4.2 競争会社との業務上の接触
 - 4.4.3 禁止事項
 - 4.5 情報の収集と利用
 - 4.5.1 情報の利用
 - 4.5.2 他人の個人情報の収集と利用
 - 4.6 他人の所有する情報
 - 4.6.1 機密情報または使用制限付情報の受領
 - 4.6.2 ソフトウェアの取得
 - 4.7 商標の使用
 - 4.8 賄賂、贈物および接待
 - 4.8.1 ビジネス上の接待
 - 4.8.2 贈物を受ける場合
 - 4.8.3 紹介料
 - 4.8.4 贈物をする場合
 - 4.8.5 官公庁の職員との関係
 - 4.8.6 公務員によるキャンペーン訪問、講演と謝礼
 - 4.9 法の遵守
 - 4.9.1 競争
 - 4.9.2 輸出
 - 4.9.3 ボイコットの禁止
 - 4.9.4 輸入
 - 4.9.5 環境
 - 4.9.6 官公庁の調達
 - 4.9.7 ロビー活動
 - 4.9.8 会計・財務報告に関する法律
 - 4.9.9 個人情報保護に関する法律
- 5. 私的な活動と IBM 社員としての立場
 - 5.1 利益の衝突
 - 5.1.1 競争会社への協力
 - 5.1.2 IBM との競争
 - 5.1.3 IBM との取引
 - 5.1.4 勤務時間と IBM 資産の私的使用
 - 5.1.5 個人の財務上の利益
 - 5.1.5.1 公開株式・証券

5.1.5.2 非公開企業

5.2 内部情報の利用とインサイダー取引

5.3 公共活動

5.4 政治活動への参加

5.4.1 意見の表明

5.5 近親者が同業他社で働いている場合

1. 序言

日本IBMグループ社員のみなさん

2011年、IBMは創業100年を迎えます。創業当初から、IBM自身の発展は社会とともにあってこそという考えのもと、「良き企業市民たれ」という言葉に根ざした企業文化を育んできました。その結果、IBMは、高い企業倫理に従って公正な事業活動を行う企業として、世界的に信頼と名声を得てきました。

しかしながら、私たちが長年培ってきたお客様、協力会社様や社会からの評価や信頼も、一人の社員の誤った行動や判断によって大きく揺るがされるような事態をまねきかねません。

現在の高度にネットワーク化したグローバル社会では、一つの誤った行動や判断が社会全体に及ぼす影響力が圧倒的に増大しています。こうした環境の変化の中、情報セキュリティをはじめ、日々の判断や活動において、私たちは更に高い企業倫理や社会的責任への意識を求められているのです。私たちはこうした変化をふまえ、もう一度お客様のため、社会のためという原点に立ち返って自らの意識や行動をしっかりと見直さなくてはなりません。

そこで、2009年の日本IBMグループ方針の大前提となるプライオリティーとして、「良き企業市民としての社会的責任」を掲げました。良き企業市民としての社会的責任のもと、「ビジネス・コンダクト・ガイドライン」を遵守し、常に透明性をもって公正に行動してください。

これからも、IBMが急速に変化する環境に機敏に対応しビジネスを推進していくためには、社員の皆さんの適切な判断と行動が一層重要になります。社員の皆さんひとりひとりの適切な行動は、お客様をはじめとするあらゆるステークホルダーとの信頼を深めることにつながるだけでなく、より豊かで安全な社会を築く礎(いしずえ)となっていくでしょう。

これらの点を十分に理解し、当ガイドラインを熟読した上で日々の行動へと反映し、ひとりひとりが最高水準のインテグリティーを実現することに努めてくださるようお願いいたします。

日本アイ・ビー・エム株式会社 代表取締役社長
橋本孝之
2009年1月

1.1 パルミサーノ会長からのメッセージ

社員のみなさん

2003年、私たちは、「IBMをIBMたらしめる価値とは何か」について、世界中のIBMerと共に議論をし、「IBMer」に共通の特徴を見出しました。そして、同時に、これと同じくらい重要なことを学びました。私たちのほぼ全員が、仕事や選択は、私たちの価値観により規定されていると考えているということです。

このため、IBMのビジネスを行うにあたり、個人として何をすべきで何をすべきでないかの基準を明確に定めておくことが必要になります。社員一人ひとりの決定が、会社や、会社に対する評判に影響を及ぼします。その評判は、一人のIBMerに対する評価に過ぎない場合もあるでしょうが、数百万人の評価となる場合もあり得ます。

「IBMビジネス・コンダクト・ガイドライン」は、私たちが法律や一般的な倫理規範に従うための指針でもあります。ビジネスや世界全体がますます複雑化するに伴い、このような指針の重要性も増し、私たちは常にその内容をアップデートしなければなりません。

しかし、このガイドラインは、単なる法律や一般的倫理規範の解説ではありません。このガイドラインの確立と強調を通して、私たちは、IBMerとしてあるべき姿を確認しているのです。お客様、投資家、同僚、私たちが働き生活している地域社会と私たちとの関係は、こうしたIBMerに対する信頼の上になりたっています。

いいかえれば、「ビジネス・コンダクト・ガイドライン」は、私たちの価値観の具体化であり、個々のIBMerがこれを遵守するという決意表明でもあります。

IBMerが倫理的に行動しなければならないということは、いうまでもありません。私同様皆さんも、これに反するIBMerはいないと強く確信しているでしょう。しかし、あえて、私は皆さんに、「ビジネス・コンダクト・ガイドライン」を熟読し、遵守することを求めます。IBMにおける行動基準の確立に加え、このガイドラインは、私たちが一体の仲間としてどう生きるかについてのすばらしい例を示してくれます。それは、IBMerである、ということの重要な一部です。

IBMコーポレーション 会長 社長兼最高経営責任者（CEO）
サミュエル・J・パルミサーノ
2008年12月

2. はじめに

ビジネス・コンダクト・ガイドライン

私たちは、IBM 社員として、さまざまな倫理上および法律上の問題にしばしば直面します。今日のビジネスにおいて私たちがなすべき選択にあたっては、手近な処方箋も自動的に出てくる回答もありません。とはいえ、私たちはそれらの問題を IBM の価値観にそって決断しなくてはなりません。さまざまな場面で、「ビジネス・コンダクト・ガイドライン」のみが私たちの行動の対する標準規範を示すことができるといえるでしょう。しかし、この指針の元になっているものは、次に挙げる、私たちが IBM 社員として共有している価値観です。

お客様の成功に全力を尽くす
私たち、そして世界に価値あるイノベーション
あらゆる関係における信頼と一人ひとりの責任

端的にいうと、私たちの価値観はすべての場面で明らかな答えを与えてくれるものではありませんが、行動にあたりなぜその選択をするのかについての明確な理由を与えてくれるもの、あるいは与えてくれるべきものです。皆さんは「ビジネス・コンダクト・ガイドライン」に記述されていない状況下で選択しなければならない場面に会うことも多いでしょう。しかし、IBM においては、IBM の価値観が適用されない大きな決断をすることはなく、私たちには共有している価値観があるので、「ビジネス・コンダクト・ガイドライン」に反する行動を IBM 社員が行っていいというような状況に出会うことはありません。

IBM では会長と上級役員は企業倫理基準を定め、全 IBM 社員に遵守させる責任を負っています。そして、社員一人一人は、定められた企業倫理基準を遵守する責任を負っています。

社員一人一人は、すべての場面において法に従い、倫理的に行動すべきです。「ビジネス・コンダクト・ガイドライン」は、IBM とその子会社の社員が、さまざまな法律上および、倫理上の問題を解決していくための一般的な指針を定めたものです。社員が、営業や特殊な分野、例えば政府調達や諸規制（環境、輸出、租税、関税など）に関連する分野で働いている場合は、その分野特有のガイドラインにも従わなければなりません。

私たちの業界は、引き続き大きな変化の中にあります。これらの変化は、IBM の事業活動の形態を複雑にします。当社の事業慣行を常に見直し、その当否を明らかにするため、このガイドラインの内容は、必要に応じ改訂されます。

このガイドラインは、以下の項目にわけて、私たちが社員として IBM に対して負うべき責任について述べています。

一人ひとりの行動と IBM 資産の保護
他社と IBM のビジネスを行う際の義務

社員の私的な時間に生じる IBM 利益の衝突その他の問題

私たちの業界は急速に変化しているために、常に倫理上、法律上の新しい問題が生じています。したがって、どのようなガイドラインであれ、あらゆる事態に適用する絶対的かつ決定的なものとはみなすべきではありません。このガイドラインの解釈もしくは適用について、または IBM、各事業部、子会社もしくは官公庁ビジネスに関するガイドライン、特定の部門が発行する規定・手続きについて何か疑問があれば、所属長または IBM の弁護士に相談することが必要です。このガイドラインに違反した場合は、解雇その他の懲戒処分を受けることがあります。

3. あなたと IBM でのあなたの仕事

ビジネス・コンダクト・ガイドライン

3.1 コミュニケーション・チャネル

もしあなたが法律または倫理に反する事態に気づいた場合、それについて知ったことまたは聞いたことの全てを直ちに IBM に報告しなければなりません。報告の方法はいくつかあります。所属長に報告するのが普通ですが、IBM の弁護士に相談するか、希望するなら匿名で問題点を提起できる「コンフィデンシャル・スピーキング」プログラムまたは「オープン・ドア・ポリシー」の制度を使って、上層マネジメントに知らせることもできます。IBM は法律または倫理に反する行為について報告を受ければすぐに調査をします。IBM は報告をした社員に対する脅しや報復行為は決して許しません。

3.2 一人ひとりの行動

IBM が高潔で倫理を守る企業であるとの名声を得ていることに安住してはいけません。この名声を保つためには、あなたが「ビジネス・コンダクト・ガイドライン」のすべてを遵守し、あなたの意思決定や行動において正しい判断をしなければなりません。IBM に対する信頼や評価は、あなたにかかっているといっても過言ではありません。

IBM マネジメントから見て、あなたの仕事上または仕事外の行動が、あなた自身の仕事や他の社員の仕事、あるいは IBM の正当なビジネス上の利益を害する場合は、解雇その他の懲戒処分の対象となります。

3.3 職場環境

IBM は、職場環境を健康的で、安全かつ能率的なものに保つよう心掛けています。差別待遇や嫌がらせは、IBM の職場にあってはならないものです。例えば、人種、肌の色、宗教、性別、性的指向、年齢、国籍、身体障害その他 IBM の正当なビジネス上の利益とは関係のない要因に基づく差別待遇や嫌がらせです。また、職場での性的誘惑、行為、発言や人種や宗教からんだ中傷その他の発言、冗談、言動で職場の雰囲気をおびえさせあるいは職場環境を不適切にするもの、またはそのような状態を助長し許容するのは絶対に許しません。

自分自身がこのような言動の対象になっていると思った場合には、IBM が制度として設けているいずれかのコミュニケーション・チャンネルを利用して IBM に知らせるべきです。このような行為について苦情があれば、即刻調査します。いやがらせや差別をおこなった社員、またはいやがらせや差別のため地位を乱用した社員は、解雇を含む懲戒処分の対象となります。

その他の行為で、職場環境に好ましくない影響を及ぼすものとして禁止されているものがあります。例えば、(1) 脅迫、(2) 粗暴なふるまい、(3) 凶器の所持、(4) マネジメントや IBM の弁護士の承認を得ずに、カメラ付き携帯電話やウェブカメラを含む録音・録画等の機器を使用すること、(5) 医療用として許可を得ている場合を除き、違法な薬物その他規制物質を使用し、配布し、販売し、あるいは所持すること、(6) 上司が部下と恋愛関係をもつことが挙げられます。また、社員は、医療用の目的以外で違法な薬物・規制物質を服用し、その影響下にあるとき、または酒に酔っているときは、IBM の構内や職場にいることはできません。IBM の構内で飲酒が許されるのは、会社の行事で事前にマネジメントが認めた場合に限られます。

3.4 社員のプライバシー

IBM および IBM が承認した企業・個人は、報酬、医療上、福利厚生上の情報など社員個人の雇用に関する情報を集積し、保管しています。IBM は世界的に組織された会社で、ビジネスプロセス、管理機構、技術体制は国際間に亘って展開されていることを考えれば、その業務を行うために IBM および IBM より委託を受けた会社が、IBM 社員としてのあなたの個人情報も IBM がビジネスを展開している国々に伝達する可能性があることを理解いただけたらと思います。

すべての国々で情報保護に関する法律が立法されているわけではありませんが、IBM ではそれが保管されているものであれ、処理中のものであれ、情報は保護するという世界共通の方針があります。例えば、個人情報には、必要な人しかアクセスできないようになっています。

このような情報にアクセスできるのは、マネジメントが承認した人に限られます。個人に関する情報は、その社員が承諾しない限り、社外に開示しないことを原則としています。例外としては、雇用証明のためとか、IBM のある事業部門の取得を検討している企業などから正当な要求があったとき、あるいは調査、ビジネス、法律上の正当な理由がある場合、IBM や IBM が承認した企業・個人が、個人に関する情報を開示することがあります。個人に関する情報にアクセスする社員は、そのような情報を開示する場合は、決して IBM のポリシーおよびプラクティスに違反することのないよう注意しなければなりません。

あなたが、私的な物、メッセージまたは情報と考えるものは、電話システムやオフィス・システム、電子ファイル、机、書類棚、ロッカー、部屋等職場のどこであれ、置いたり、保管してはいけません。このような IBM の設備や施設に対し、IBM マネジメントは自由にアクセスすることができます。また、社員や資産を保護するため、ブリーフケース、バッグといった社員個人の所持品であっても、IBM の施設内に置いているとき、あるいは IBM の施設から持ち出すとき、その中身の検査を求める場合があります。社員は、要求があれば、協力してください。一方、社員は、マネジメントから事前に承認を得なければ、電子ファイルも含め、他の社員の仕事場にアクセスすべきではありません。

3.5 IBM 資産の保護

IBM の資産にはさまざまなものがあります。その多くは、IBM が競争力を持ち、事業において成功を収めるために極めて重要なものです。資産には、有形のものもあれば、IBM の知的財産とか IBM 機密情報のような非常に価値のある専有情報もあります。

これら資産のすべてをどのように保護するかは、重大なことです。これら資産が、紛失したり、盗難にあったり、不正に使用されると、IBM の将来を危うくします。

社員は、自分の扱う IBM 資産、それには、あなたが他の IBM 社員や契約社員に供与することのできる資産も含まれますが、それらを保護することはもとより、会社資産全般の保護に協力する義務があります。このため、社員は、IBM のセキュリティ規定を熟知していなければなりません。会社資産の紛失、不正使用、盗難を招くような状況や事件に対する警戒を怠ってはなりません。このような状況は、気づき次第、セキュリティ担当または所属長に報告すべきです。

さて、社員が注意して保護しなければならない資産には、どのようなものがあるでしょうか。そして、社員には、どんな責任があるのでしょうか。

3.5.1 有形資産

IBM の有形資産、すなわち機器、システム、設備、法人クレジットカード、サプライ用品などは、IBM の事業活動その他マネジメントが承認した目的以外に使用してはいけません。

3.5.2 IBM 社内情報システム

インターネット接続を含む IBM の社内情報システムは、IBM のビジネスにとってきわめて重要です。社員は適切な目的のためにのみ、これを使用すべきです。IBM のビジネスをおこなう場合や、マネジメントまたは IBM のガイドラインにより承認された目的のためにのみ IBM システムを使用することができます。IBM システムを、性的または差別的なコンテンツを提供しているインターネット上のサイトにアクセスするために使用してはなりません。また IBM システムを社員自身や他の社員の仕事の能率に悪影響を与えるような方法で使用してはなりません。IBM のシステムを適切に使用することは社員の責任です。IBM システムの不適切な使用は IBM 資産の不正使用です。

3.5.3 IBM 専有情報

IBM 専有情報とは、IBM データベース内の情報を含む IBM が所有するすべての情報をいいます。IBM 専有情報は、すべてではありませんが、その多くは機密情報です。また、著作権、特許権その他の知的財産または法律上の権利により保護されているものもあります。IBM 専有情報には、例えば、IBM の技術・科学情報で、現在または将来の製品、サービスまたは研究に関するもの、事業・営業に関する計画・予測、収益その他財務データ、役員・

組織変更などの人事情報、そのほかオブジェクトコード形式またはソースコード形式のソフトウェアなどが挙げられます。

IBM 専有情報は、多数の社員の着想と勤勉の成果であり、IBM が企画、研究、開発にかけた多大の投資の成果であります。IBM 専有情報、特に IBM 機密情報により、IBM は、市場競争において有利な地位を保っています。万一競争会社に知られた場合、IBM が損害を受けます。

IBM が専有する情報の重要性は、IBM の競争会社はもとより、証券アナリスト、報道関係者、コンサルタントのような業界関係者にもよく知られています。業界関係者に IBM 専有情報を無断で開示したり、あるいは業界関係者により IBM 専有情報が無断で使用された場合、IBM の利益が損なわれます。例えば、未発表製品を無断で開示すると、競争会社に IBM 製品と競合するための準備の時間を与えてしまいます。その他の例として、検討中あるいは未発表の役員・組織変更を無断で開示すると、社員の士気に好ましくない影響を及ぼしたり、IBM の計画に支障を来すことがあります。

IBM 社員は、IBM が専有と考える情報にアクセスすることがあります。IBM に対する関心が多方面に広がっており、業界における競争も激化していることから、IBM 専有情報を入手したいと思っている人と接する機会があります。そのような場合、なにより重要なことは、IBM の承認がない限り、専有情報を開示したり、配布しないこと、そして専有情報保護のための IBM の手続きをすべて遵守することです。

3.5.3.1 不注意による情報漏洩

うっかりして専有情報を漏洩することのないよう注意しなければなりません。不注意による情報漏洩を防ぐためには、IBM が承認していない相手とは、IBM が機密であると考えられる専有情報や IBM が一般に開示していない専有情報について話をしないことです。また、相手が情報の提供を認められた IBM 社員であっても、IBM が承認していない他の人が居合わせる場合は、専有情報を話題にすべきではありません。そのような例として、ビジネスショウのレセプションとか飛行機の機内のような公開の場所での会話、あるいは携帯電話やコードレス電話での通話中とか、公開されている電子掲示板・データベースの利用中などがあります。専有情報は、家族や友人との間でも話題にしてはいけません。話を聞いた家族や友人は、なんの悪気もなく、うっかり他の人に漏らしてしまうかも知れません。

最後に、会社に害を及ぼす情報の流出は、ほんのわずかの断片的な情報の漏洩から始まる場合があります。漏洩した情報が断片的なものであっても、他の筋から入手した断片的情報とつなぎ合わせると、かなりのところまで全体像を描き出せるものです。

3.5.3.2 直接に情報を求められた場合と報道関係者、アナリスト、弁護士等の代理人等との接触

IBM の事業活動は、記者、証券アナリストが密着して追跡しています。これらの人やグループに、こちらから接触を求めたり、あるいは相手から照会を受けて、回答をするときは、

次の担当部門マネジメントから承認を得なければなりません。

報道機関（マスコミ）	マーケティング&コミュニケーションズ	広報
業界アナリスト、調査会社	マーケティング&コミュニケーションズ	広報
証券アナリスト	財務	
弁護士等の他社の代理人	IBM の弁護士	

同様に、IBM のビジネスについて、弁護士、調査員または捜査官などから情報を求められたときは、IBM の弁護士に問い合わせるよう伝えてください。同様に官公庁または関連諸機関からの要求に対しては、政策渉外または IBM の弁護士に問い合わせてください。質問者をどの部門に紹介してよいかわからない場合は、所属長に相談してください。

3.5.3.3 専有情報の利用

IBM 専有情報は、その保護のため、無断で開示したり、配布してはならないことはもとより、IBM のビジネスに関係があり、IBM のマネジメントが承認した場合のみ使用しなければなりません。社員が、その情報の作成者本人であろうとなかろうと、この義務を負います。また、IBM がビジネスを行うほとんどすべての国において、法律上もこの義務が課されています。

3.5.4 IBM の知的財産

あなたは、入社時に IBM 社員として、知的財産および機密情報に関して特定の義務を負うことを定めた同意書に署名するよう求められたはずです。同意書の規定のなかでもとりわけ、社員が、管理職、技術者、製品計画員、プログラマー、研究員その他の専門的職位についている間に開発した知的財産は、その権利、権原、利益をすべて IBM に譲渡することになっています。社員が譲渡する知的財産には、アイデア、発明、コンピュータ・プログラム、資料など、IBM の現在または将来のビジネス、研究、開発に関するもの、あるいは社員が IBM の職務に携わっている間に、着想または実現したものがあります。各国の法律の許す範囲で、この義務は、知的財産がどこで、いつ（勤務中であれ、勤務時間後であれ）創作されたかに関係なく適用されます。このような知的財産は、IBM に報告しなければならず、会社の他の専有情報と同様に保護しなければなりません。しかし、自分のアイデア、発明、コンピュータ・プログラム、その他の資料が、IBM の現在または将来の事業分野に関連せず、あるいは IBM で携わる職務の成果でないとか、職務上の着想でないと思うときは、知的財産担当に相談してください。社員は、IBM に雇用されている間に、特許の出願をしようとする場合は、事前に知的財産担当に相談し、指示を求めなければなりません。社員は、特許出願したものあるいは特許となったものはすべて、写しを知的財産担当に提出しなければなりません。

3.5.4.1 外部標準団体への参加

あなたが、外部標準団体の活動に参加し、またはそこで IBM の立場で行動する場合、事前にマネジメントの承認と知的財産担当の助言を受けなければなりません。あなたは、IBM の知的財産（その団体に具体的に寄与するものがある場合は特に）を保護する責任があることを理解し、他の発明と同様にあなたの標準関連の発明を IBM に開示し、利益の相反を回避し、独占禁止法その他の法律を遵守し、かつ、あなたや IBM が標準団体に対して行っている約束事を理解する必要があります。

3.5.4.2 オープン・ソース・ソフトウェア

オープン・ソース・ライセンスには多様な種類があること、そのライセンスのもとではあなたや IBM に義務が課される場合があることを理解してください。オープン・ソース・ソフトウェアを扱う場合、IBM との利益相反および IBM の知的財産権の不適切な譲渡につながる潜在的なおそれがあります。オープン・ソース・ソフトウェアを扱う社員、あるいはオープン・ソース・ソフトウェアを使用したいと思う社員は、マネジメントに相談すること、IBM が定めるオープン・ソース参加要件を遵守することが要求されます。

3.5.5 IBM を退職する場合

定年その他の理由で IBM を退職する場合、IBM 専有情報を含む資料や媒体（ディスクレット、テープ、CD-ROM など）のほか IBM 資産はすべて、IBM に返却しなければなりません。また、IBM 機密情報その他の専有情報を開示または使用することもできなくなります。社員である間に創作した知的財産に係わる所有権は、社員の退職後も、引き続き IBM にあります。

3.5.6 法律上の救済手段

残念なことに、IBM の有形資産や知的財産が盗まれたり、不正に使用されるという重大な事件が発生しています。このような場合に IBM がとった対応として、不正行為をした社員を懲戒処分にするにとどまらず、法的措置をとったこともあります。また、元 IBM 社員を含め、多数の人が、その犯した行為で刑事訴追を受け、IBM 資産の盗用に関与したかどで有罪の判決を下されています。

IBM は、今後も法的手段など、あらゆる措置を講じ、その資産を守ります。

3.6 情報の記録と報告

情報の記録と報告はすべて、正確かつ正直に行わなければなりません。

社員はすべて、なんらかの情報を記録し、会社に提出しています。例えば、技術者であれば、製品試験報告書を作成し、営業担当者であれば、受注の報告をし、経理担当者であれば、売上げと売上原価を記録し、研究者であれば、研究報告書を作成し、サービス技術員

であれば、その活動報告をするなどです。その他の例としては、勤務報告対象者は勤務時間の記録は正確に行う必要があり、IBMの規定に従ってマネジメントが承認したすべての時間外勤務を含め、正確に勤務時間を記録しなければなりません。これらの報告書は、正確かつ正直に記述しなければなりません。

多くの社員が作成する報告で、非常に重要なものの一つに、社員立替金請求があります。社員は、正当な費用の払い戻しを請求することができます。ただし、実際に費用を立て替えた場合に限りです。実際にとっていない食事、走行していない距離のガソリン代、使用しなかった航空券その他負担していない経費について会社に請求することは、不正な行為であり、禁止されています。

税法や外国腐敗防止法などのさまざまな法律は、IBMに業績内容をしるした帳簿や記録の作成を要求しています。これらの帳簿や記録は正確であることが基本です。法の要請のあるなしにかかわらず、不正な報告は、社内のマネジメントや内部監査担当員に対して、または内部調査中のものであれ、あるいは社外の組織や人に対してであれ、厳しく禁じられています。不正な報告には、情報を不正確に報告することはもとより、相手をわざと誤解させるような形で情報をまとめることも含まれます。社外向けの財務報告書、環境調査報告書その他官公庁に提出する書類または官公庁用に保管する書類、契約の進捗状況報告書には（特に官公庁のお客様に製品を販売したり、サービスを提供している場合）、決して虚偽の記述や誤解させるような記述をしてはいけません。不正な報告をした場合、社員自身やIBMが、民事上または刑事上の責任を問われることもあります。

社員はIBMの書類の保管・廃棄にあたっては、IBMワールドワイド・レコード・マネジメント・プラン（社内標準：レコード保管管理手続）に記載されているガイドラインに従わなければなりません。この規定は、ハードコピー、e-mailのような電子記録を問わず、すべての媒体に記録された情報に適用されます。「エッセンシャル」（保管期間指定レコード）と指定された情報は、保管期間中はいつでもリカバーできる形式で保管しなければなりません。「エッセンシャル」ではない情報や保管期限が切れた情報は、法務から保管命令を受け厳格に遵守しなければならないものは除き、できるだけ速やかに破棄しなければなりません。

3.7 IBMとしてのコミットメントの権限

IBMのマネジメント・システムや契約履行プロセスは、IBMの資産を守り、IBMがお客様、ビジネス・パートナー、購買取引先その他第三者の方たちとのビジネスを効率よく推進するために必要となる適正な管理体制を提供するようデザインされています。これらのプロセス内で、価格や他の契約条件についての限定された決定権が、組織やライン専門職に委譲されていることがあります。これらのプロセスを逸脱し、サイドレター（口頭の約束を含む）、その他の手段でビジネス上のコミットメントを与えることは認められていません。契約となるような、あるいは、既存の契約を変更するようなビジネス上のコミットメントは、口頭であれ書面であれ、管理、法務、契約担当、購買等の組織や、ライン専門職など適切な機関が、その委譲された権限において承認することなしには行ってはならないことを、ここに明確にしておきます。さらに、すべてのコミットメントはIBMの帳簿や報告書の正確性を確固にするために、経理部門が明瞭に把握できるものでなくてはなりません。お客様やビジネス・パートナーとの特別な取引状況についての疑問点は、各国の管理

や法務の責任者、購買取引に関する疑問点は各国の購買責任者に相談してください。

4.0 IBM のビジネスを行うにあたって

社員は、IBM のビジネスを行うすべての場合において、その立場が売手としてであれ、買手としてであれ、あるいはその他の立場であれ、倫理と法律に従わなければなりません。

現在 IBM は、IBM が認定したビジネス・パートナー、アライアンス・カンパニー、OEM 取引先など他の会社や団体とさまざまな取引関係を持っています。取引の相手がだれであろうと、あるいは IBM とどのような取引関係であろうと、以下に述べる一般基準に従わなければなりません。

4.1 誤解されるような言動を避けること

誰に対してであれ、誤解を与えるような言動あるいは不誠実な発言をしてはいけません。相手が誤解していると思われる場合は、ただちにその誤解を解くべきです。明解なコミュニケーションを心がけ、率直であることは、倫理的行動に欠かせないものです。こうして得られる信頼こそが、健全で、永続的な関係を築き、維持するために不可欠です。

4.2 購買取引先との関係

複数の取引先の中から購入先を選定する場合は、諸条件を公平に比較、評価し、最適な取引先を決定します。社員が、購買部門にいる場合であれ、営業所その他の部門にいる場合であれ、また、大量の部品を購入する場合でも、少量の部品を購入する場合でも、あるいは小規模な修理の契約やその他の業務を委託する場合であれ、同様な手順を踏んで公平に選定をしなければなりません。

取引先の評価や選定に関する意思決定に、立場上影響力を持っているかどうかにかかわらず、あなたは、特定の取引先に「特別な待遇」を与えるよう影響力を行使したり、行使しようとはしてはいけません。たとえ外観上そう見えるだけでも、IBM の購買手続きの公正性を傷つけるおそれがあります。IBM は、競合評価の手続きに従って、最適な取引先を選定しています。取引先から提出された価格その他の情報およびそれらの情報についての IBM の評価結果は、IBM の機密情報として取扱います。社員および元 IBM 社員は、マネジメントから許可を得ない限り、このような情報を IBM 外で使用することはできません。重要なことは、IBM から受注しようと競争している取引先の間で、IBM は、公正に選定手続きを運用していると信頼されることです。

4.2.1 互惠取引を避けること

互惠取引は、IBM ポリシーに反するものであり、また同時に、法律違反になることもあります。取引先の物品またはサービスの購入を決定するにあたって、IBM の物品またはサービスを取引先も購入することが条件であると言ってはいけません。

このことは、IBM のお客様は、IBM の購買取引先にはなれないとか、あるいは IBM は、購買取引先の選定評価を行っているときは、その相手方と他の取引は一切考慮できないということではありません。単純にいうと、IBM がある購買取引先から物品やサービスの購入をするかどうかは、その購買取引先が IBM 製品やサービスを購入するかどうかの決定と切り離して、別々に決定しなければならないということです。

4.3 市場における競争

IBM は、積極的に市場競争に参加します。状況により価格やサービスの条件を変える必要が生じたとき、あなたは、変更につき、適切なレベルのマネジメントから特別に承認を得なければなりません。事前に承認を得ない限り、どのようなお客様に対しても、サービスや契約の条件を変更してはいけません。

社員が、販売やサービス活動に携わるときは、積極的かつ効果的に競争することを IBM は求めますが、同時に、倫理と法律に従って競争することも求めています。

4.3.1 競争会社について虚偽または誤解を招く表現を避けること

IBM は、製品やサービスは、それ自身の長所により販売し、提供することをポリシーとしています。競争会社やその製品・サービスについて、虚偽のことや誤解を招くことを口にしたり、当てこすりをすることは、正しくありません。そのような行為は、お客様からは軽蔑され、競争会社からは苦情を招くだけです。

競争会社やその製品・サービスと比較をする場合は、事実により裏付けられていること、また、比較した時点において、完全で、正確で、しかも誤解を招くものでないことを確認してください。国によっては、比較広告を禁止しています。この問題については、IBM の弁護士に相談してください。

4.3.2 競争会社の受注と競合する販売活動

競争会社が、すでに確定注文（法律上履行を強制できる契約）を、その製品やサービスについてお客様から得ている場合、競争会社の製品が導入されるまで、あるいはサービスが提供されるまで、または確定注文が取り消しにならない限り、競合する IBM 製品やサービスの販売活動をしないことを IBM のプラクティスとしています。

「確定注文」とは何でしょうか。レター・オブ・_intent、無料試用、条件付き合意その他これに類する取り決めは、通常確定注文とはみなされません。無条件で成立している契約は、確定注文です。一般的にいうと、確定注文がない場合は、そのお客様に販売活動を行うことができます。しかし、この問題は、複雑であるため、確定注文が実際にあるのかないのか、その見極めが難しいことがよくあります。状況がはっきりしないときは、IBM の弁護士に相談してください。

4.4 他の企業との取引関係

他の企業が、IBM と多面的な取引関係を持つことがしばしばあります。特約店が、エンド・ユーザーでもあり、競争会社であることもあります。他の企業が、IBM の購買取引先であると同時に、IBM のお客様であることもあります。購買取引先であり、競争会社であり、特約店であり、IBM 製品のエンド・ユーザーでもある企業も、少数ですがあります。また、IBM は、この業界に次々と現れるその他さまざまな種類の企業とも取引関係があります。例えば、リース会社、ソフトウェア会社、銀行その他金融機関、OEM 取引先、保守会社、システムズ・インテグレーター、独立系プログラマー、その他 IBM と競合し、あるいは購買または販売面で関係する企業があります。取引関係がなんであれ、重要なことは、多面的な関係の各々の性質をよく理解し、それに応じて行動することです。

4.4.1 補完的第三者

IBM は、IBM ビジネス・パートナーや協力会社のような補完的第三者とさまざまな取引関係を結び、その協力を得て IBM のソリューションを販売し、導入しています。職務上このような第三者と接触する場合は、セールス、マーケティング、サービスの各ガイドラインに従い、取引関係に応じて、適切な行動をとらなければなりません。このような第三者の中には、補完的な製品・サービスを提供する以外に、IBM と競合する製品・サービスの販売活動もしている企業があります。そのような状況が生じた場合は、十分に注意し、競争会社との関係に適用されるガイドラインに従わなければなりません。

4.4.2 競争会社との業務上の接触

購買取引先またはお客様として接している会社が、IBM の競争会社でもある場合は、状況を見分けることが重要です。このような関係においては、特別の注意が必要です。社員が、時には競争会社と業界あるいは同業者団体の会議に出席し、話をすることは避けられません。このような接触の多くは、所定の手続きに従う限り、まったく問題ありません。問題のない接触の例としては、同業他社への売り込みや同業他社からの購入、マネジメントの承認を得て共同入札に参加すること、ビジネスショーや標準化委員会、業界団体への参加などが挙げられます。しかし、このような接触も慎重に行うべきです。疑問がある場合には、IBM の弁護士に相談してください。

4.4.3 禁止事項

競争会社と接触するすべての場合において、価格計画、契約条件、原価、在庫、営業・製品計画、市場調査・分析、生産計画・能力およびその他機密情報はもとより、専有情報については、一切話題にしてはいけません。

このような事項について競争会社と話し合ったり、協力することは、違法となる場合があります。もしも競争会社がこのような事項を話題にあげた場合は、たとえ軽い気持で、あるいは悪気がないように見える場合でも、即座に異議を唱え、会話を中止し、このような

事項については一切議論するつもりがないことを、競争会社に告げなければなりません。また、必要ならば、退席すべきです。

一言で言えば、競争会社との間で違法となるおそれのある行為に、自分自身と IBM が巻き込まれるのを避けること、つまり話の内容を、明らかに合法的で、しかも適切なものに限ることです。最後に、禁止事項にふれる出来事はすべて、ただちに IBM の弁護士に報告してください。

4.5 情報の収集と利用

4.5.1 情報の利用

事業活動の過程で、競争会社のほか、多数の企業について情報を集めることは珍しくありません。これは正常な事業活動であり、そのこと自体は倫理に反することではありません。事実、IBM でも信用を供与する場合や購買取引先を評価する場合など、目的に応じ、正当な方法で情報を収集しています。また、競争会社についてもさまざまな情報源から合法的に情報を収集し、IBM の製品・サービスや販売方法との比較評価を行っています。このような情報収集活動は、競争社会においては当然であり、また必要でもあります。しかしながら、情報を収集し、利用する手段には限度があります。特に競争会社の情報についてはそうです。いかなる企業も、不正な手段を使って競争会社の営業秘密その他の機密情報を取得するべきではありません。侵入、押込み、盗聴、贈賄、窃盗などの不法行為は、あきらかに不正な手段です。競争会社の機密情報を入手しようと企て、その社員を引き抜くことも、同じく不正な手段です。競争会社の社員や IBM のお客様を不当にそそのかして機密資料を手に入れるような行為も誤りです。どんな形であれ、IBM は疑問のある情報収集活動は決して許しません。

他社についての情報は、注意して慎重に取り扱わなければなりません。そのような情報にはしばしば個人に関するものが含まれています。当然のことですが、他社にとって、自社の評判、社員のプライバシーは重大な関心事です。

他社についての情報および個人情報を扱う際は、業務上知る必要のある IBM 社員に限定し、適切な目的・方法で取り扱わなければなりません。これらの情報を提供する場合でも、必要がない限り、社名や氏名など身分を明かすものは伏せるべきです。また、開示する必要がなければ、一般化した形か、その他の方法で情報を提供すべきです。

4.5.2 他人の個人情報の収集と利用

IBM 社員、消費者、お客様やビジネス・パートナー、購買取引先の社員も、同様にそれぞれのプライバシーに注意をはらっています。IBM は他社の個人情報についてのプライバシーを守る姿勢を維持します。IBM ではこれら個人情報の収集、利用、提供、取り扱いは、関係する法律、契約上のコミットメント、さらに IBM の e-mail ガイドを含む IBM のプライバシーポリシーやガイドラインに基づいてのみおこなわれます。

業務上、IBM 社員、消費者、お客様やビジネス・パートナー、購買取引先の社員の個人情報を入手する機会があるでしょう。そのような情報は、マネジメントの指示、または IBM のポリシー、ガイドラインに沿って、業務を遂行する上に必要な範囲に使用をとどめるべきです。個人情報は不適切に使用や修正してはなりません。また、入手するための正式な許可を受けていない人に開示してはいけません。万が一、個人情報の紛失や盗難の可能性があるときは、直ちにセキュリティ事件・事故報告のガイドと手順に従って、セキュリティセンター経由で法務、チーフ・プライバシー・オフィサーに報告しなければなりません。

4.6 他人の所有する情報

IBM と同様に、他の企業も、また個人も、保護したい機密情報その他の知的財産を所有しています。これらの企業や個人が、一定の目的で、その専有情報を他人に開示し、使用を認めることがあります。他人の専有情報を受け取る場合は、IBM が情報を不正に流用した、あるいは乱用したという非難を受けないよう十分注意を払わなければなりません。

4.6.1 機密情報または使用制限付情報の受領

IBM が、他人の機密情報または使用制限付情報を不正に流用したとか、乱用したという非難を受ける危険を避けるためには、そのような情報を受け取る前に踏むべき手続きがあります。機密情報または使用制限付情報は、（口頭であれ、視覚的手段であれ、あるいは文書であれ）まず IBM の弁護士の承認した契約書により、その使用条件について相手方と正式に合意しない限り、受領してはいけません。さらに、他人の機密情報または使用制限付情報を受領するにあたっては、権限委譲がされている場合を除き、担当部門の役員の承認も得なければなりません。他人の機密情報または使用制限付情報は、いったん手続きを踏んで正当に受領したならば、その利用、複製、配布または取り扱いは、契約書の条件に従って行う場合を除き、一切行ってはいけません。

いずれにしても、情報の性質を勝手に判断してはいけません。あなたの手元にある情報が、第三者の機密情報であるか、あるいは使用上の制限が付いていると考えた場合は、ただちに IBM の弁護士に相談してください。

4.6.2 ソフトウェアの取得

ソフトウェア、データ、コンテンツを IBM の業務上使用するワークステーションで適切に適正に使用・管理することは、すべての IBM 社員の責任です。ソフトウェアを取得する場合は、特に注意が必要です。知的財産の一つとして、ソフトウェアは、著作権により保護されており、さらに特許権または営業秘密に関する法律、その他の法律によっても保護されていることがあります。ソフトウェアには、「ベータ版」や完成版のコンピュータ・プログラム、データベース、関連のドキュメンテーションなどを含みます。ソフトウェアは、DVD、CD-ROM やディスク等々の固定媒体に入っている場合もあり、ネットワークを通じてアクセスできる電子掲示板やデータベース、Web サイトに入っている場合もあります。ライセンス契約の取引条件、例えばソフトウェアの複製や配布またはソフトウェアの取り込みは一台の機械に限るなどの条項、は厳重に守らなければなりません。どのような入手

先からであれ、IBM 支給のコンピュータ、または IBM 業務使用のコンピュータにソフトウェアを取り込む場合、IBM 以外のネットワークからソフトウェアやデータを取り込む、IBM 社内外にソフトウェアを配布する場合、またはライセンス契約に合意する場合は、所属するビジネスユニットか、IT 企画（BT/IT）が定めるガイドに従わなくてはなりません。不明点があれば、所属長に確認し、場合によっては IBM の弁護士に相談してください。

4.7 商標の使用

IBM も、他社の多くも、文字、名称、記号、図形などの商標を所有し、自社の製品と他社の製品とを区別するために用いています。商標には、特許庁に登録しているものもあれば、登録していないものもあります。例えば、「IBM」というブロック文字と 8 本のストライプの入った IBM ロゴは、IBM コーポレーションの登録商標で、「®」により登録の表示をしています。登録していない IBM の商標もあります。例えば、MVS です。商標で未登録のものには、「TM」の表示を付しています。その他、商標の指定方法は、国により異なる場合があります。

すべての国において、IBM の商標はもとより、他社の商標も、正しく認識し、使用することが重要です。特に商標は、必ず文字を正しくつづり、商標権者が表記している方法通りに表記するよう注意してください。また、商標は、一般名称の一つとして使用してはいけません。使用する場合は、形容詞として使用してください。例えば、「WebSphere」ではなく「WebSphere ソフトウェア」が正しい言い方です。さらに出版物の中に商標を記述するときは、最初に記述する個所で、IBM の商標であるとの表示をしなければなりません。

商標の適切な使用について疑問がある場合は、知的財産担当に相談してください。

4.8 賄賂、贈物および接待

企業が提供する贈物は、千差万別です。通常社員が贈ることも、受け取ることも許されている安価な宣伝用品から、議論の余地なく許されない賄賂まで、その種類はさまざまです。

贈物には、物品ばかりでなく、サービスとか、プレミアム、割引などもあります。

贈物の授受やビジネス上の接待に関する IBM の一般的ガイドラインを以下に述べます。このガイドラインでは、上級管理職は法律や相手方の内規により禁じられていない限り、より高額な贈物の授受やビジネス上の接待についても承認することができます。

4.8.1 ビジネス上の接待

マネジメントの承認があれば、食事や接待といったビジネス上の慣習的儀礼を行ったり、受けたりすることができます。ただし、その費用が妥当なもので、しかも法律やお客様、ビジネス・パートナー、取引先の内規により禁止されていない場合に限りです。例えば、IBM も含めて、企業がお客様に研修の場を設けたり、お客様の役員向けに説明会を開いたりすることがよくあります。マネジメントの承認がある場合には、このような活動に関連して、

送迎に IBM や購買取引先の手配した車を利用したり、食事や宿泊などのサービスを提供したり、受けたりすることは差し支えありません。

4.8.2 贈物を受ける場合

社員は、その家族も含め、IBM との取引関係に影響する、あるいは影響すると見られるおそれのあるような立場にあるお客様、ビジネス・パートナー、取引先に金銭や贈物を求めたり、受け取ってははいけません。ただし、IBM が特に禁じない限り、運輸会社、ホテル、レンタカー会社、レストランなどの提供する販売促進のためのプレミアムや割引で、個人会員向けのボーナス・プログラムに基づくものや、一般に旅行者に提供されているものは、受け取っても差し支えありません。また、宣伝用品のように、安価な贈物で、お客様、ビジネス・パートナー、取引先から、IBM と同様の関係にある他の企業にも、慣例として提供されているものを受け取ることも差し支えありません。具体的な場合に疑問が生じたときは、所属長に相談してください。

贈物を提供された場合、その贈物が高価なものであったり、普通の関係では贈られないものである場合、あるいは金銭の場合は、家に届けられたものであれ、職場に届けられたものであれ、すぐ所属長に報告してください。所属長は、受け取った物を、返却または処分するなど、適宜な処置をとります。そして、贈物をした購買取引先やお客様に対しては、IBM の贈物に関するポリシーをあらためて説明します。

4.8.3 紹介料

IBM の承認を得れば、社員は、IBM が認定した再販業者や協力会社、あるいは独立系ソフトウェア会社、金融機関のような他社を、お客様に紹介することができます。ただし、IBM 社員は、そのような場合、IBM 以外から、謝礼、手数料その他の報酬を一切受けてはいけません。

4.8.4 贈物をする場合

社員は、相手方と IBM との取引関係に影響する、あるいは影響すると見られるおそれのあるような立場にある、お客様、ビジネス・パートナー、取引先、その他いかなる組織体であろうとその役員、職員、社員に、金銭や贈物を贈ってははいけません。ただし、IBM 宣伝用品のような安価な贈物は、法律あるいはお客様の内規により禁じられていない限り、贈っても差し支えありません。

4.8.5 官公庁の職員との関係

民間企業の間では一般的に認められている慣行、例えば、教育、送迎、飲食、接待その他金銭的価値のあるものの提供などは、官公庁の職員や官公庁の代理人として行動する人達との取引関係においてはまったく認められません。しかも、自国や外国の法令に違反する場合があります。社員は、ビジネスを行うすべての国で官公庁職員とお客様、調達先と

の取引に関連する法規をよく承知し、遵守しなければなりません。日本 IBM では、国家公務員倫理法および同規定の施行(2000年4月)に伴い、更により高次元の倫理規定として、すべての国家公務員及び国家公務員に準ずる方を対象にした IBM 社員の対応について定めていますので、これを遵守してください。詳しくは、『国家公務員倫理法施行にともなう日本アイ・ビー・エム社員の行動規範』に記載されています。判断に迷うときは、渉外または IBM の弁護士に相談してください。

官公庁の役職員に贈物をするのが、IBM との取引に関連があると解釈されるような場合は、金品を贈ってはいけません。そのような行為は、多くの国で、法律により禁じられています。例えば、米国の外国腐敗行為防止法 (Foreign Corrupt Practices Act、FCPA) では、金銭あるいは金銭的価値のあるものを外国政府の役職員に贈って、自社や関係会社と政府との取引を援助してもらう行為は、直接会社が行った場合であれ、会社を代理する仲介者を通して間接的に行った場合であれ、犯罪とみなしています。外国の公務員、政党、または公職の候補者に金銭や物を提供する場合は、たとえそのような提供がその国において普通におこなわれている場合でも IBM の弁護士の事前承認を受けなければなりません。外国の公務員には、政府が所有する企業、大学、その他の組織の役職員が含まれると FCPA が定めていることにも留意してください。政府の組織であるか否かについて迷ったときは、IBM の弁護士に照会してください。

国によっては特別の場合に、お客様その他の人に贈物をする慣習があります。そのような場合は、事前にマネジメントの承認を得れば、贈物をして差し支えありません。贈物といっても、法に触れないもので、その場にふさわしく、しかも高価でないものです。ただし、特別な取扱いを求めていると第三者から解釈されない場合に限ります。判断に迷う場合は IBM の弁護士に相談してください。

さらに、官公庁の現役もしくは元職員またはその家族を IBM が雇用するに際しては、法的、倫理的規制が課せられていることがあります。そのような人を雇用しようとする場合は、その話がただだけの段階であっても、事前に IBM マネジメントおよび IBM の弁護士に相談してください。

4.8.6 公務員によるキャンペーン訪問、講演と謝礼

公務員が政治目的ではなく、IBM の製品、プログラム、公的問題に対する姿勢などをより良く理解することを目的に IBM を訪問することは歓迎されます。しかし、その公務員が候補者となっている選挙期間中は訪問を許可すべきではありません。IBM 施設内での政治活動は許されていません。例外事項はすべて政策渉外の承認が必要です。

同様に、公務員や候補者、著名な元公務員から IBM の行事での講演を希望してきたり、あるいは彼らを講演に招くことがあります。IBM は通常講演料や交通費をお支払いしません。なぜなら、いろいろな面でそのような支払いが違法となることがあるからです。講演を依頼する前に政策渉外と IBM の弁護士の承認を得なければなりません。

4.9 法の遵守

IBM は、その事業活動に適用される法律と規則はすべて遵守することをポリシーとしてい

ます。IBM のビジネスを行ううえで、さまざまな法律上の問題に出会うことがあります。次に述べる法律を守ることはもちろんとして、法律や規則について不明な点があれば、IBM の弁護士に問い合わせてください。

4.9.1 競争

IBM が事業活動を行っているほとんどの先進工業国には、競争に関する法律があります。競争法は、反トラスト法とか、独占禁止法、不正競争防止法、反カルテル法と呼ばれていますが、市場の競争機能が阻害されることを防止することを目的としています。この法律の目的は、主として経済的なものですが、その効果は、消費者の利益にとどまらず、しばしば個人の自由を含め、その他の社会的価値を保護することにまで及んでいます。

これらの法律によれば、他社とは、他社の特約店や再販業者も含め、たとえ非公式なものであっても、価格協定、顧客割当協定、販売地域分割協定などのように競争制度の機能を不当に害するような合意をすることはできません。

他社と協定を結ばなくとも、競争法違反になる場合があります。例えば、市場を不法に独占したり、あるいは独占しようと試みたり、優越的地位を違法に乱用したりする場合があります。

IBM は、世界中すべての国において、競争法を完全に遵守することをポリシーとしています。「ビジネス・コンダクト・ガイドライン」を守り、競争法に関する法的問題に関心を持ち、問題があれば法務・知的財産担当に相談することにより、競争法の遵守が徹底されるよう、あなたの協力をお願いします。

4.9.2 輸出

IBM は世界のほとんどの国と関係ある真のグローバル企業です。すべての IBM 製品、およびこれらの設計、製造・使用に関連する技術データ、さらには製品やサービスの使用にいたる IBM のテクノロジーは、日本米国その他の国の輸出関連法規の規制を受けています。IBM が製品や技術資料を米国または各国から輸出、再輸出、あるいは船積みする場合には事前に、日本政府、米国政府その他関係国の許認可を得なければなりません。

あなたの行為が輸出とみなされる場合がありますので注意が必要です。輸出法はすべての国際的な取引に適用され、これには各国 IBM 間の取引、自国内の他国籍者への提供、お客様、購買取引先、OEM 取引先との国内取引、またビジネス・パートナー、関連企業、代理店を通じて出荷やサービスの提供をする場合も含まれます。すなわち、IBM が関与するハードウェア、部品、ソフトウェア、技術データや技術支援を米国または各国から輸出、再輸出、提供する行為はすべて適用を受けます。

輸出法は、物理的な出荷行為に限られたものではありません。技術データ、ソフトウェア、技術の電子媒体による移転、若しくはインターネット、エクストラネット・イントラネットによるサービスの提供、アプリケーションの開発・提供、e-business や e-service の展開、IBM 製品や技術を携帯しての国外の旅行、国外の供給元からの購入のために技術使用や要求される性能データの提供、個人の知識（技術支援）の海外での提供、これらすべてが日

本、米国その他の国の輸出法の対象行為です。

必要な許認可なしに輸出行為に係わることはもとより、IBM のテクノロジーの不法移転を助長することも法律に違反します。輸出法違反の罰則はきびしく、罰金を科され、輸出特権をうしない、懲役を科せられます。輸出管理に関連する質問がある場合は、所属長、輸出法管理担当あるいは直接 CHQ 輸出法管理室にお問い合わせください。

4.9.3 ボイコットの禁止

IBM および子会社、関連会社やその代理店は、米国と友好関係にある国に対するボイコットに応ずることも、ボイコットを支援することも米国法により禁じられています。さらに、IBM は、ボイコットを支援するよう要請された場合、あるいはボイコットに関する情報を提供するように求められた場合は、ただちに米国政府に報告する義務を負っています。米国以外の国またはそれらの国の政府と関係する組織が、入札参加依頼、注文書または契約書、信用状において、または取引に関連して口頭で、あるいはその他さまざまな手段でボイコットへの協力を要請することがあります。不正なボイコット要請の例としては、ボイコットされている国やその国民との取引拒否の要請、ボイコットされている国と取引のあるいわゆるブラックリストにのっている企業との取引拒否の要請、ボイコットされている国での活動情報の要請や、ボイコット条件を付記した信用状の開設の要請などがあります。あなたが、ボイコットの話を聞いたとき、ボイコット支援の要請を受けたとき、またはボイコットに関する情報の提供依頼を受けたときは、所属長、IBM の弁護士または輸出法管理担当に連絡しなければなりません。

4.9.4 輸入

IBM は世界中で主要な輸入者でもあるため、国際貿易ではすべての輸入法や関連法規に従わなければなりません。IBM ビジネスの継続的なグローバル化のため、あなたの仕事がほんのわずかではあってもかなりの部分で、輸入と係わっている場合があります。例えば、部品や製品の輸入にたずさわるというはっきりしたケース以外にも、輸入と関連するその他の行為があります。国外からの調達が必要な開発活動、物品の出荷を伴う販売活動、営業用見本の輸出入、IBM 関連会社間取引のための価格計算などがあります。さらには、開発サイクルの早い時期に、原産国などの正確な製品関連情報の維持など、輸入にとって重要な遵守事項の認識が国際間の物流の円滑化に役立っています。輸入業務に関与している場合は特に輸入法や関連法規を理解していなければなりません。輸入法および関連法規の違反は罰金を科され、懲役を科せられ、輸入特権を失います。輸入管理に関して質問がある場合は、所属長、部門輸入要件担当者（IRC）、または物流担当にお問い合わせください。

4.9.5 環境

IBM は、環境保護に関し、世界的な先進企業であり続けたいと考えています。環境に関する法律はすべて遵守することはもとより、国により環境に関する法律が制定されていない場合、あるいは法律が制定されていても、環境保護に不十分である場合は、自ら厳しい基

準を設け、これに従うことにしています。社員一人ひとり、環境に関する法律と IBM ポリシーを遵守しなければなりません。

環境に影響を及ぼす一連の処理に関係する場合、例えば、外界への廃棄物や放出物に関する測定、記録、報告をする場合、あるいは有害廃棄物を取り扱う場合は、必ず環境に関する規則や許可の条件に従わなければなりません。さらに IBM の基準を守り、かつ報告書は、必ず正確で完全なものにしなければなりません。

社員の一人ひとりが、環境保護のために果たすべき役割を負っています。環境に関する法律の違反は、どんなものであれ、また、違反を隠すと見られる行為も、気づき次第、その事態を所属長または IBM の弁護士に報告してください。

4.9.6 官公庁の調達

官公庁の調達に関する法令の目的は、政府や地方自治体等の官公庁関係のお客様が公正で適正な価格で、必要とする物品やサービスを得るのを助けることです。これらの法令は非常に広範で、中には複雑なものもあるため、会社は官公庁の調達に際しそれらの法令を完全に遵守するよう注意しなければなりません。官公庁の調達が進行中は、社員はお客様の決定に不正に影響を与えるようなことや、調達に関する限定情報を得ようと試みたりしてはいけません。

次に社員が官公庁の調達に際して留意すべき特記事項の例をあげます。調達法では競争入札が要求され、特別な場合を除いては単独調達は許されていません。社員は、他の入札者にも公開されている場合のみ入札要綱の事前コピーを見ることができます。要請を受けたとしても、官公庁のお客様の代行として入札要綱を準備することはできません。

また、白書のような匿名資料をお客様に提供したり、IBM に決定する前に契約書にサインするようお客様を促すこともできません。調達活動に際しては、官公庁の調達部門担当員に個人的利益を与えるようなビジネスや雇用機会について話すべきではないし、謝礼を申し入れたり提供すべきではありません。官公庁の調達に際しコンサルタントに委任する場合、購買担当または IBM の弁護士の同意のもと、上位管理者の承認なしにコンサルタントを利用することはできません。コンサルタントの利用は BCG により規制されていることを再認識してください。また、契約することで利害対立の生じるコンサルタントとの契約も禁止されています。

IBM は法を遵守することで公的信用にかなうことが約束されるのですから、適用を受けるすべての官公庁調達に関する法令、規則を理解し、それらに従わなければなりません。更に、官公庁の調達に関する法令違反が明らかな場合や可能性のある場合は、どのようなものであれ直ちに IBM に報告すべきです。報告は所属長または IBM の弁護士、「コンフィデンシャリティ・スピーキング」プログラムを通して、あるいはその他のコミュニケーション手段を通して行うことができます。

IBM はこのような違反の報告をした社員に対する報復を決して許しません。すべての正当な業務上または法律上の要求事項に従い、IBM は報告をした社員の匿名性を保護します。

4.9.7 ロビー活動

立法または規則の制定に影響を及ぼす目的で官公庁職員と接触する行為（取引あるいは調達に関連してなされる行為も含まれます）は、ロビー活動とみなされます。法によっては、ロビー活動を通常のマーケティング活動をも含むものとして、広げて定義している場合もあります。関連するロビー活動の規制法、及び、適用される場合には関連する贈賄の規制法全てについて、それらを理解し、遵守し、全ての報告義務を履行する責任があります。

IBM のために、ロビー活動を行い、またはコンサルタント、代理人、ビジネス・パートナー等の第三者にロビー活動を行う権限を付与するような場合は、政策渉外の事前承認を得なければなりません。そのロビー活動が、通常のマーケティングに関するもののみで、立法や規則の制定に影響を与えるものでない場合も含まれます。

4.9.8 会計・財務報告に関する法律

一民間企業として、IBM には厳しい会計基準、財務報告の正確性と完全性、法律に則した会計・財務報告を確保するための、適正な社内管理体制・手続きが要求されています。IBM では一人ひとりの社員がこれらの要求に応じなければなりません。また、IBM が会社としてこれらの要求を満たせるように必要なことをしなければなりません。

会計・財務報告に関する規則は収益・コスト・経費・その他の資産・負債の適正な記録・報告を要求しています。もし社員がこの分野に責任ある立場にいるか関係がある場合、社員はこれらの規則を理解し守らなければなりません。また、これらの規則はいかなる社員も、ほかの人が不正な会計処理をし、あるいは虚偽または誤解を与える会計報告をする手助けをすることを禁止しています。すなわち、社員はすべての情報について正確で完全な記録・報告をすべきであり、ほかの人が不正確なまたは誤解されるおそれのある情報の記録や報告をする手助けをすべきではありません。さらに、社員は IBM 以外のいかなるお客様、サプライヤー、ビジネス・パートナーに対しても、彼らの収益・コスト・経費・その他の資産・負債の記録・報告について決して助言してはなりません。

会計・財務報告に関する法律に違反すると、罰金、刑罰、懲役を科せられることがあり、また、会社に対する公的信頼を失うことに通じます。会計または財務報告に関する行為が不適である可能性があると感じるなら、あなたはすぐに IBM に伝えるべきです。このことは所属長、IBM の弁護士、内部監査を経由して、あるいは IBM のその他のコミュニケーション手段を用いて管理職に伝えることができます。もし匿名にしたければ、「コンフィデンシャリティ・スピーキング」プログラムを利用できます。質問がある場合は IBM の弁護士、内部監査にご確認ください。

4.9.9 個人情報保護に関する法律

個人情報の取り扱いに関しては、多くの国でその国に適した法律で定められています。国民の信頼と最良の慣行を兼ね備え、情報は適切に収集され、利用され、提供され、保管されることを要求されています。

IBM はどのビジネス分野においても、個人情報取り扱いについての要求と期待に応える基準を設けています。IBM は、個人情報を公平に適切に取り扱い、不適切な使用のリスクを軽減するために、収集、利用、提供、保管、アクセス、転送、またその他個人情報の取り扱いにおける一元化された規則を設けています。

あなたは、個人情報保護に関する法律の規定・要件を認識し、従う必要があります。個人情報に関わるコンプライアンスの不履行や不注意は、IBM のブランドや評判を傷つける他、IBM が法律の不遵守や第三者や、一部の国々での契約の不履行に陥った場合に IBM のオペレーションに制限をかけられる可能性や、IBM や従業員 政府による罰金や刑事罰を科される可能性があります。もし、個人情報保護に関する法律に関わる問題について質問がある場合はチーフ・プライバシー・オフィサーまたは IBM の弁護士に相談してください。

5. 私的な活動と IBM 社員としての立場

5.1 利益の衝突

社員の個人生活は、基本的に本人自身のものです。しかしながら、あなたは仕事であるかないかにかかわらず IBM の社員であり、何らかの行為をする際に、利益相反、すなわち個人的な利益を得ようとした場合には IBM の利益を害する事態が生じることもあります。会社に対する忠誠心が二分されるような事態を避けるのは、あなた次第です。人によって状況はさまざまであり、自分の置かれている状況を判断する際、多くの要素を考慮に入れなければなりません。利益の衝突のうち、最も一般的なものをここにとりあげて、あなたが賢明な決断をする一助としたいと思います。

5.1.1 競争会社への協力

利益の衝突の明白なケースの一つに、現在あるいは将来の IBM 製品・サービスと競合するものを販売する会社に協力することが挙げられます。IBM の承諾がなければ、社員として、コンサルタントとして、あるいは役員としてなど どのような資格であれ、競争会社のために働いてはいけません。そのような行為は禁止しています。何故なら、そのような行為により、社員の IBM に対する忠誠心と競争会社に対する忠誠心とが対立することになり得るからです。

5.1.2 IBM との競争

今日では多くの社員が、IBM の企業活動に類する、パーソナル・コンピュータ、ソフトウェアその他の製品に関連した諸活動を、私生活上の時間を使っておこなっています。ほとんどの場合、そのような行為は利益の衝突を引き起こすことはありません。しかしながら、社員は、IBM のビジネス上の利益と衝突する行為を避けるように注意すべきです。

言うまでもなく、IBM の現在あるいは将来の製品・サービスと競合するものを、営利を目的として販売してはいけません。このような販売活動は、直接または間接になんらかの報酬を受け取った場合、「営利を目的とする」ものになります。マネジメントが承認したオー

ブン ソース プロジェクトへの参加を通じたような非営利の活動は、一般に問題を生じないでしょう。ただし、IBM の判断により、IBM の現在または将来のビジネスに影響を与える場合、あるいはそのおそれがある場合は、許されません。

IBM は、急速に事業活動を拡大するとともに、新しい事業分野に進出しているため、容認できる活動の範囲は絶えず変化します。容認される活動の範囲についての社員のさまざまな質問に対する明確な回答が、ガイドライン中に記載されているということは、ありえません。したがって、あなたの計画する行動が、IBM の現在あるいは将来のビジネスと競合するかどうかを、所属長あるいは IBM の弁護士と相談して、判断すべきです。相談をしないで、IBM と利益の衝突を生じるおそれのある活動をしてはいけません。

5.1.3 IBM との取引

あらかじめ上級マネジメントと IBM の弁護士の承認を得ない限り、IBM の社員である間は、IBM の購買取引先になることも、IBM との購買取引において取引先の代理人になることも、IBM の購買取引先の社員や役員になることもできません。また、IBM との取引に関して、購買取引先に助言を与えたり、尽力した見返りとして、金銭その他どのような利益も受けてはいけません。

5.1.4 勤務時間と IBM 資産の私的使用

IBM の施設内で、あるいは勤務時間中、IBM と関係ない仕事をしたり、IBM と関係ないビジネスの勧誘をしてはいけません。また、勤務時間中の私用のために特別に承認された時間を使って、他の仕事をすることも認められません。さらに、IBM 外の仕事に IBM 資産を使用することもできません。こうした IBM 資産には、機器、電話、資材、資源あるいは専有情報などがあります。

5.1.5 個人の財務上の利益

IBM と取引のある会社や IBM と競合する会社と、投資その他金銭上の関係を持つことが、IBM の利益と衝突を起こす場合、あるいはそのような外観を呈する場合は、そのような関係を持つべきではありません。そのような会社には、購買取引先、競争会社、お客様、特約店、提携会社などがあります。競争会社との金銭上の関係は、通常の場合、利益の衝突を生じます。

5.1.5.1 公開株式・証券

財務上の関係が不適切であるかどうかを確かめるために、次のような質問を自分自身にしてみてください。

・ IBM と相手の会社との間の競合の程度や取引関係の性質はどうか。相手の会社の事業が複数の分野に分れている場合、IBM と競合する分野または IBM と購買取引のある分野は、

どの程度重要なものか。

・投資額は、他の投資からの収入も含めた自分と家族の総収入と比べてどの程度か。その額は、自分の投資を保護し、またその価値を高めるために、IBM 社員としての自分の行動に影響を与えるほど多額のものか。

・IBM での自分の職務の性質に照らし、IBM 社員として自分のとる行動が、相手の会社に対する自分の投資の価値に影響を及ぼさないか。たとえ投資が比較的少額のものだとしても、自分の行動が、自分の投資の価値を大幅に高めないか。

もし、あなたの職務、投資額、投資する相手の会社が、--他人が客観的に見て--IBM 社員としてのあなたの行動に影響を及ぼすと考えられるならば、そのような金銭上の関係は、妥当とはいえません。

相手が購買取引先か提携会社である場合で、IBM が相手の会社と取引をするかどうかの決定に直接または間接に関係しているときは、相手の会社と金銭上の関係は、一切持つべきではありません。

更に IBM の現購買取引先または、取引先となる可能性のある相手方、ビジネス・パートナーやお客様が、会社の株式公開に関連して選択した小グループ投資家に対し、ストックオプションやその他の株式取得を申出てくることしばしばあります。もしあなたが IBM の社員であるということが申出の動機のすべてまたは一部である可能性がある場合、あるいは、その投資が IBM のほかのガイドラインに合わない場合は、申出を受けたり、株式を購入すべきではありません。

中間に人を介在させる方法で、ガイドラインを回避して、投資するようなことをしてはいけません。

5.1.5.2 非公開企業

非公開企業--非上場会社、パートナーシップあるいは個人企業--に対する投資は、上場企業に投資する場合と別の問題が生じます。というのは、ほとんどの非公開企業では、投資家と企業との関係が、より緊密だからです。例えば、一般的に言って、非上場会社の場合、出資者あるいは株主の数が比較的少ないため、各人の株主としての利害関係がより大きくなること、出資者が、会社の日常の経営に参加する機会が少なくないこと、出資者が、ほとんどその会社と同一視されることなどです。

このような緊密な関係があると、その非公開企業の競争会社の目には、その企業が、IBM から利益を受けているように見えることがあります。また、他の IBM 社員から見れば、投資をしている社員が、その非公開企業のために勤務時間や IBM の施設、機密情報を利用しているように見られることもあります。このような理由から、非公開企業が、競争会社とか、購買取引先、あるいは特約店その他の再販業者のような IBM 製品を販売する会社である場合は、一切投資をしてはいけません。マネジメントが、IBM の弁護士の意見を聞いたうえで、特別に承認した場合を除き、例外は認められません。

5.2 内部情報の利用とインサイダー取引

IBM で働いている間に、IBM や他社の情報で、公開されていない情報を知ることがあります。IBM や他企業に関する非公開の、または「内部」情報を、個人の金銭上その他の利益のために利用することは、倫理に反するばかりでなく、法律違反になる場合もあります。米国法および各国関連法律では、ある企業の「重要な」非公開情報を知っている者が、その企業の株式その他の証券類（プット・オプション、コール・オプション、その他のデリバティブを含む）の取引をしたり、証券取引をする可能性のある人に情報を提供することを、違法と定めています。この法律に違反すると民事上の責任を問われたり、罰金、拘禁など刑事上の処罰を受けることもあります。IBM は内部情報の不正利用は、決して許しません。いずれの国においても、固く禁止します。

重要な内部情報とは、一般には公開されていない情報で、しかも一般の投資家が、株式その他の証券の売買や保有の決定をするにあたって考慮するような情報をいいます。重要な内部情報と考えられる情報のすべてを、前もって列挙することは不可能ですが、例えば、利益や配当処分などを含む IBM の財務成績、企業の取得その他の事業提携、事業分割、主要な新製品やサービスの発表、重要な研究の進展、その他 IBM に重要な影響を及ぼす活動などについての未公開の情報があります。内部情報の不正利用をどうすれば避けることができるか、ここに具体的な例を挙げておきます。

- ・ IBM が、事業提携を検討していることや新製品の発表あるいは購入決定をしようとしていることを知っており、しかも、そのような活動が、IBM の購買取引先や他の会社の証券の価格に影響を与えるような内容である場合は、その情報が公開されるまで、その会社の証券を売買してはいけません。

- ・ 同様に、IBM が、自社の証券の価格に影響を及ぼすような発表をしようとしていることを知っている場合は、発表後でなければ、IBM の証券を市場で売買してはいけません。お客様や提携会社の証券は、その会社について知っている内部情報に基づいて売買してはいけません。

- ・ IBM 施設の新設や拡張について、未発表の情報を知った場合、その付近の土地や事業に投資してはいけません。

- ・ 内部情報は、IBM 社員であっても、業務上知る必要のない社員に開示してはいけません。また、社外の誰にも開示してはいけません。

- ・ 投資の場合と同様に、中間に人を介在させるとか、あるいは、たとえ個人的に利益を受け取らないとしても、他人に内部情報を与えて利用させるなど、ガイドラインを回避して、内部情報の不正利用をしてはいけません。

この問題について、何が許されて、何が許されないか疑問のあるときは、IBM の弁護士に相談してください。

5.3 公共活動

IBM は、社員が、各自の地域社会において、市民として積極的に公共活動に参加することを奨励しています。しかし、そのような活動において、IBM との利益の衝突を来すような立場におかれることが、時にあります。例えば、ある委員会の一員として、IBM にも関連する決定をする事態に直面する場合があります。IBM の機械やサービスの購入を決定する場合もあれば、課税評価委員会や土地区画委員会で、IBM 資産に影響を及ぼすような決定

をする場合などがこれにあたります。そのような場合、IBM に対する義務と市民団体に対する義務が、あなたを矛盾する立場に置くことがあります。

IBM 社員としての立場のため、また、その決定から個人的に利益を得るような立場にいるため、法律上棄権しなければならない場合があります。反対に、場合によっては、法律により、棄権が許されないこともあります。あなたが決断者として、または決断に対する責任をとり得る最適の地位にあるとしても、自分で判断を下す前に、市民団体の法律顧問と IBM の弁護士に意見を求めてください。IBM を困惑やその他の事態から守るため、最終的に棄権するかどうかにかかわらず、自分が IBM 社員であることを明らかにし、IBM との関係を隠そうとしているといった非難を一切受けることのないようにしてください。また、棄権するときめた場合は、棄権しなければ利益の衝突が生じるためとか、あるいはそう見られるおそれがあるためとか、棄権の理由をはっきり述べてください。

5.4 政治活動への参加

IBM は政党や候補者に対して、直接間接を問わず、寄附とみなされる献金や支払いまたは、支援の表明などはどのようなものでもいたしません。これは政治活動委員会や基金、または顧客や業界団体などの仲介機関を通して行われる場合も同じです。例えば、IBM は選挙資金としてその一部が運用されるような会合に社員やその他の者が出席するための参加券を購入したり、社員やその他の者に参加費用を支払うことはありません。IBM は、たとえ政治献金が合法とされる国においても、そのような援助活動は一切しません。また、寄附とみなされるような支援は、どのような形であれしません。

社員は、IBM を代表して政治献金をすることはいかなるものであってもありません。社員が個人的にした献金について会社への請求はできないし、会社も支払いません。

さらに、社員の勤務時間や IBM 資産の使用は、そのような献金と同等とみなされることを認識してください。したがって、自ら公職に立候補することや、当選して公務につくこと、あるいは公職の立候補者のために選挙運動をすることに社員が使う時間に対しては、法律により要求される場合を除いて、IBM は給与を支払いません。ただし、IBM での職務に支障がなく、かつ所属長の承認を受けた場合は、そのような活動のために、妥当な範囲で無給休暇を取ることができます。また休日を政治活動にあてることはできます。政府機関の役職を受けたり、地方自治体等の運営にかかわる場合は、必ず事前に政策渉外に相談してください。

5.4.1 意見の表明

公的な問題について意見を述べるときは、常に、個人として意見を述べてください。IBM を代表して意見を述べているとか、IBM のために行動しているように見せてはいけません。

5.5 近親者が同業他社で働いている場合

共働き家族の増加や業界の拡大にともなって、社員の配偶者や家族の一員その他の近親者

が、IBM の競争会社や購買取引先の経営者であったり、その社員であったりする場合があります。すべての人は、職業の選択と労働の自由を権利として与えられています。ただし、このような場合は、セキュリティ、機密保持、利益の衝突に、特に注意を払う必要があります。関係が親しいことから、ついうっかりして IBM の利益を害する結果をもたらすことがあるからです。

このような状況を見分けるためには、考慮すべき点がいくつかあります。例えば、IBM とその会社との関係、IBM 社員の職務と IBM 社員の近親者の職務の性質、当事者が各自の会社の機密情報にアクセスする機会の程度などです。

あなたの置かれている状況についてなにか質問点があれば、所属長に話し、問題の性質や程度、またその解決方法について検討してください。多くの場合、IBM の利益を損なう危険性がほとんどないので、所属長は、機密情報をうっかりして漏らすことのないよう注意する程度ですみます。しかしながら、場合によっては、関係者の職責を変更する必要があることもあります。